

答弁書第三〇号

内閣参質一七五第三〇号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員水野賢一君提出国会議員互助年金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野賢一君提出国会議員互助年金に関する質問に対する答弁書

一について

国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）は、衆議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て成立したものであり、お尋ねについては、政府としては、お答えする立場にない。

二及び三について

国会議員互助年金及び互助一時金に関する請求の有無やその内容は、議員個人に関する情報であり、お尋ねについては、政府としては、答弁を差し控えたい。

